

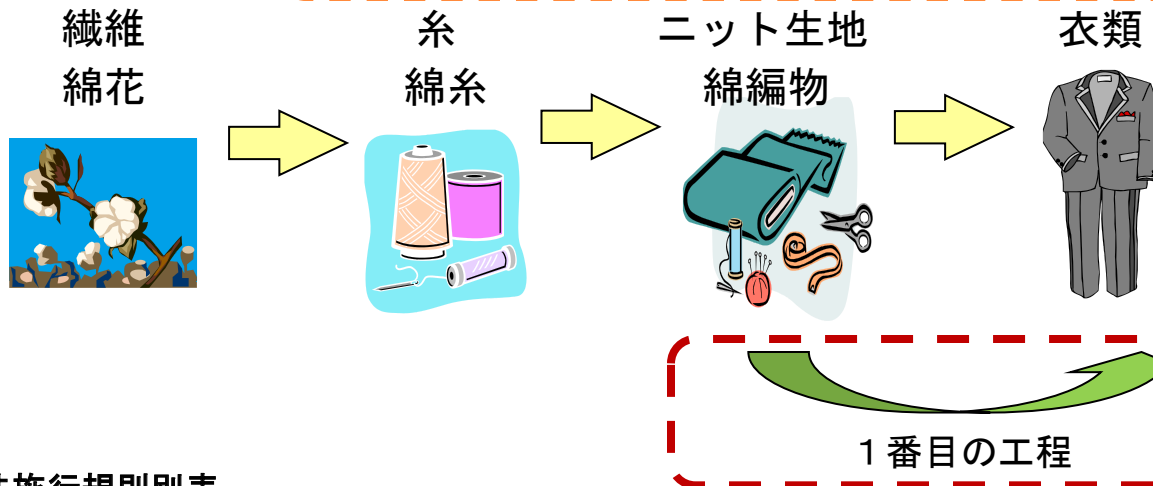
お知らせ

ニット製衣類(第61類)に関する特惠原産地規則(GSP)の緩和

- ニット製衣類(第61類の産品)については、特惠受益国※において糸から製造する(生地^①の製造、縫製^②の2工程を経る)場合に当該国の原産品としての資格が与えられていますが、平成27年4月より、特惠受益国において生地から製造する(縫製^①の1工程を経る)場合でも原産品としての資格が与えられます。

※ニット製衣類(第61類の産品)のほとんどは、後発開発途上国(LDC)を原産国とする産品に対してのみ特惠税率が適用できます。

平成27年3月までは、この2つの工程が1の国で行われることを要件とする



平成27年4月から、この1つの工程が1の国で行われることが要件となる

【参照条文】関税暫定措置法施行規則別表

第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

<改正前> 紡織用繊維の糸からの製造

<改正後> 紡織用繊維の織物類又は編物からの製造

当該改正に係る原産地証明書の取扱い

- 非原産品である糸から製造された製品である場合
(改正前から原産品と認められるもの)
 - 改正前に発給されたものであっても、有効なものとして取り扱います。
- 非原産品である生地から製造された製品である場合
(改正後に原産品と認められるもの)
 - 改正後に発給されたものを有効なものとして取り扱います。
なお、改正前に輸出された製品の場合には、平成27年4月1日以降同年4月10日以前に発給されたものであれば、輸出後10日程度以上経過して発給されたものであっても、関税暫定措置法基本通達8の2-5(1)二に該当し有効なものとして取り扱います。

当該改正に係る原産地証明書の取扱い(関連規定)

関税暫定措置法施行令

(原産地の証明)

第27条

4 原産地証明書は、その証明に係る物品の輸出の際(税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、輸出後その事由により相当と認められる期間内)に、当該物品の輸出者の申告に基づき原産地の税関(税関が原産地証明書を発給することとされていない場合には、原産地証明書の発給につき権限を有するその他の官公署又は商業会議所その他これに準ずる機関で、税関長が適当と認めるもの)が発給したものでなければならない。

関税暫定措置法基本通達

(「やむを得ない特別の事由」の意義)

8の2-5 令第27条第4項《原産地証明書の有効性》に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。

(1)「特別の事由」とは、次の場合をいう。

- イ 輸出国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、原産地証明書の発給申請を輸出時までに行うことができなかつた場合
- ロ 令別表第1の改正により特惠受益国が追加指定された場合で、指定後6カ月以内において、当該特惠受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情がある場合
- ハ 輸入者が輸出者に対して契約の際に原産地証明書の発給を受けよう要求したが、輸出者が原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が輸出後となつた場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合
- ニ その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合

(2) なお、通常の輸出手続に要すると認められる期間内(輸出後10日程度の遅れ)に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものと取り扱つて差し支えない。